

# 同和問題と「えせ同和行為」について

## 同和問題の正しい理解のために

### □同和問題について

我が国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられてきました。これらの人々は、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けることがあります。これが、「同和問題」と言われるもので、「部落問題」、「部落差別問題」などとも言われ、人権問題であるとともに重大な社会問題です。

### □えせ同和行為について

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為は、これまでの啓発の効果を踏みにじり、同和関係者や同和問題の解決に関する真剣な取組に対する国民のイメージを損ね、ひいては、同和問題に対する誤った意識を植えつけるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっています（平成8年5月17日地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」）。

このため、国や地方自治体は、えせ同和行為の排除のために、中央に「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を、地方に「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、行政機関や弁護士会等が一体となって、えせ同和行為の排除に努めています。

### □えせ同和行為の態様について

具体的な要求としては、機関紙・図書等の購入の強要、寄附金・賛助金の強要、下請への参加強要、融資の強要等様々な形態があります。

全国の6000事業所を対象として、平成12年中に、えせ同和行為による何らかの要求を受けたかについてアンケート調査を行ったところ、回答した3257事業所のうち21.5%に当たる700事業所が「受けた」としています。要求の種類として最も多いのは「機関紙・図書等物品購入の強要」で、要求の手口としては「執ように電話をかけてくる」との回答が回答事業所の半数以上を占めています。

# えせ同和行為対応の手引

## 基本的注意事項

### 1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、不当な要求は断固として拒否することにある。

応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題の名目で行われても結論は同じである。

### 2 こわいもの意識を捨てること

同和の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってはや同和問題を論じる資格はないというべきであり、その者の要求行為はえせ同和行為そのものである。

### 3 初期の対応

最初から一貫して、毅然とした態度で対応する。

最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはならない。

### 4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって安易な妥協をすると、さらにつけ込まれる。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となる。

例えば、えせ同和行為者は、刑事事件とはならないように金銭の要求を具体的には言わず、「誠意をみせる」、「善処しろ」等と攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはならない。

### 5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずないと言ってよい。また、仮に、暴力的言動があれば、かえって警察の要請、通報など法的手続きが取り易くなる。

### 6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当な要求を受けたときは、相手方に対して、「法務局に申し出て、それが人権侵犯になるかどうか、また、今後どうすべきかについては、法務局の処理に委ねたい」と伝える。その後速やかに法務局に申し出るなどして体勢を整える。

## 7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための、正当な手続によるべきである。

言いがかりの内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要する。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の言いがかりを認めたり、謝罪的な発言をしてはならない。

事務上の過誤等の処理は、別個に正しい手続きによって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求に対しては、断固として拒否すべきである。

## 8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきである。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長が個人的に又は支店限りで、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的又は支店限りの対応の不備等を口実にして本店に対して、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり本店に指示を求めるとして、組織全体として対応すべきである。

## 9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合に、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとすることが多い。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じて、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このような手口にだまされることなく、法務局に相談する。

## 10 民事上の法的手続

### (1) 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。内容証明郵便には、およそ次のような事項を記載する。

- ① 相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪などを構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。
- ② 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所あてにされたいこと。
- ③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。さらに違法行為が続く場合には、再度、調子を強めた内容証明郵便を送るか、又はその他の手続をとる。

### (2) 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申請を裁判所に対して行う。

※仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果がある。

### (3) 債務不存在確認の訴えの提起

些細な誤りにつけこみ損害賠償請求を求めてくる場合には、相手に対して正規の手続に従い裁判上請求するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

## 11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいる。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施している。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処する。

- (1) 警察本部（刑事部暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放鳥取県民会議に速やかに連絡を取り、対応等について助言を受ける。
- (2) 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報する。

## 12 弁護士への依頼

- (1) 日本弁護士連合会は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいる。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けている。
- (2) えせ同和行為者は、かなり知能犯的な色彩を持っている場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼する。

## 13 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為排除のための相談を受けており、必要に応じて、警察、弁護士会との連絡もとる体制を敷いているので、同和を口実に、不当な要求を受けたときは、法務局等に相談する。

以上の連絡先等は、次のとおりです。

### 〈連絡先〉

鳥取県警察本部総合相談電話	(0857) 27-9110
暴力追放鳥取県民会議	0120-198930(フリーダイヤル)
鳥取県弁護士会	(0857) 22-3912
鳥取地方法務局人権擁護課	(0857) 22-2289
鳥取地方法務局倉吉支局	(0858) 22-4108
鳥取地方法務局米子支局	(0859) 22-6161

## 具体的対応の要点

- 1 面談する場所は、当方の管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とする。  
呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。
- 2 対応は、担当者が行い、幹部を出さない。
- 3 対応は、必ず2名以上で行う。  
場合により、弁護士に交渉を委ね、又は弁護士を立ち合わせ又は弁護士、警察官に待機してもらう。
- 4 相手方を確認する。  
相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実の確認をする。
- 5 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとる。  
相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するため」という。  
関連していると思われる無言電話も、その時間、状況等を記録しておく。
- 6 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておく。
- 7 言動には特に注意する。
  - (1) おびえず、あわてず、ゆっくりといんぎんに応対し無礼な態度を見せないよう注意する。相手方の挑発にのってはならない。まして、相手方を挑発してはならない。
  - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞお引き取り下さい」等と明確に答え、「検討する」とか「考えてみる」等相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけない。
  - (3) 当初の段階で「申し訳ありません」「すみません」等と当方の非を認める発言をしてはいけない。
  - (4) 相手方が念を押したときは、「はい」、「いいえ」で答えず当方の主張を繰り返す。
  - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。
- 8 相手方の要求に即答、約束をしない。  
「一筆書け」といわれても書く必要はないし、書いてはならない。いかなる場合でも署名、押印をしない。
- 9 特別の事情がない限り、当方から相手方に電話をしない。

## えせ同和行為に対する対応方法

Q 1 必要がないため、いらないと断ったのに、電話で執拗、かつ、強硬に、同和問題に関する図書とビデオを買えと言われ、困っています。

A 一般の図書や物品の売買と同様、購入する自由、断る自由があります。したがって、買いたくないのなら、きっぱりと「いません」と断ればよいのです。断る理由を説明する義務はありません。中途半端な理由を付けると、かえってその説明の表現自体に難癖を付けられたり、あなたの意思に反して購入を更に強要されることにもなりかねません。

「検討します」「考えてみます」のように相手方に期待を抱かせたり、問題を先送りする言い方では、その当座は電話の対応を終わらせることができても、不当な要求行為自体をやめさせることはできません。

しつこく電話がかかってくる場合は、き然とした態度で拒否するとともに、電話の内容や回数などを正確に記録して後日の対応への備えをすることも大切です。可能であれば録音もして下さい。受信者がする電話内容の録音は、直接の当事者間であるため、憲法上保障されている通信の秘密にも、電気通信事業法にも違反しません。

Q 2 電話口で「らない」と断ったにもかかわらず、後日、宅急便で高額な図書が送付されてきました。

A 注文もしないのに相手方が勝手に物品を送付してきた場合は、当事者間に売買の合意がなく、代金を支払う義務も生じません。同封された添書等に「一定期間内に返事又は返送がなければ承諾したものとみなします。」等の文言があっても、そのような一方的なみなし文言は無効です。

したがって、相手方に連絡することなく、そのまま保管しておいても特に問題はありませんが、相手方につけ込ませないためには、購入する意思のないことを明確にしておくことが相当と考えられます。その場合、内容証明付郵便等で回答するとともに、送付されてきた図書については配達証明付郵便等で返送することをお勧めします。

なお、送付されてきた図書等について買主でないといけないようなこと（例えば、図書に書き込みをするなど）をすると、購入を承諾したものとみなされ、代金の支払い義務が生じますので気を付けてください。

Q 3 同和団体を名のる者から、同和問題解決のための寄附金・賛助金の強要を受けました。

A 一般には、要求金額がさほど高額でないことや、面倒を避けようという事なかれ主義から「多少の金銭ですむことなら」と要求に応じてしまうことがあります。

しかし、わずかな金額であっても要求に一度応じてしまうと、会社の体制が弱体であると相手方に思われ、後日「前は付き合ってくれたのだから、今回協力できないはずはないだろう」などと再三要求を受けることとなります。また、ある会社が寄附金・賛助金を支払ったという情報は、いち早く伝わり、別のえせ同和行為者が「我々にも協力してほしい」などと要求するきっかけとなることもあります。

事業目的の範囲内においてしかるべき手続を踏み、会社が、寄附金や賛助金の支出を行うことはもちろん自由ですが、それはあくまでも会社の自由意思に基づくべきものであり、相手方が同和問題の解決が目的であると主張しても、その要求に応じなければならない義務があるわけではありません。

Q 4 同和問題についていろいろ質問をされた上、答えに窮したところ、「同和問題に対する理解が足りない。研修をしてやる。」と言われました。

A 同和問題の解決のためには、一部の人々だけでなく国民一人一人がこの問題に対する正しい認識を持つことが必要ですから、普段から研修等を通じて同和問題に対する理解を深めることは大切であり、その意味で、研修の必要を感じて自主的に研修を実施するのは大変結構なことです。

しかし、えせ同和行為者から同和問題の知識不足を追及されたからといって、その要求に応じる義務はなく、きっぱりと、かつ、丁重に断るべきです。

仮に認識不足の点があったとしても、それについては「当社では、自主的な判断に基づいて同和問題解決のための努力をしています」、「同和問題に関する研修等必要なことについては、法務局の指導を受けます」などと対応するとよいでしょう。